第五・四条　衛生植物検疫に係る協力に関する小委員会

1　両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに衛生植物検疫に係る協力に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、協議（科学に立脚した協議を含む。）を行うこと。

(c)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、衛生植物検疫措置に関する両締約国の努力の不必要な重複を避け、及び当該努力の効率を最大にすることを目的として、自らの活動と両締約国の関連する協議の場における活動との間の調整を行う。

4　小委員会は、衛生植物検疫措置について責任を負う両締約国政府の代表者から成るものとし、衛生植物検疫措置について責任を負う両締約国政府の代表者をその共同議長とする。

5　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。

第五・五条　この章における調整当局

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、各締約国は、次の政府当局をこの章における調整当局として指定する。

(a)　オーストラリアについては、農業省又はその後継機関

(b)　日本国については、外務省又はその後継機関

2　この章における調整当局は、次のことを任務とする。

(a)　小委員会の作業を調整し、並びにこの章の規定及び小委員会の決定の実施を容易にすること。

(b)　衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応じ、及び適当な場合にはその他の関連する情報を当該他方の締約国に提供すること。

3　この章における調整当局は、合意された方法であって、自らの任務の効率的かつ効果的な遂行のために適当なものによって相互に連絡する。

第五・六条　第十九章（紛争解決）の規定の不適用

第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。

第六章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第六・一条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2　この章の規定は、政府機関が政府機関の生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置については、適用しない。

3　各締約国は、自国の区域内の地方政府機関及び非政府機関によるこの章の規定の実施について当該規定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第六・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(b)　貿易の技術的障害に関する協定に定める定義を適用する。

第六・三条　権利及び義務の再確認

両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

第六・四条　国際規格、指針又は勧告

1　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.4及び5.4の規定に従い、関連する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いる。

2　一方の締約国は、1に規定する国際規格、指針若しくは勧告又はこれらの関連部分を自国の強制規格又は適合性評価手続の基礎として用いない場合には、他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

3　両締約国は、自国の標準化機関に対し、この章の規定に関連する規格、指針、勧告又は政策を作成する関連する国際的又は地域的な機関において討議されている事項に関して協議し、又は意見を交換するよう奨励する。

第六・五条　強制規格

1　一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.7の規定に従い、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他方の締約国の強制規格が当該一方の締約国の強制規格の目的を十分に達成することを当該一方の締約国が認めることを条件とする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れない場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

第六・六条　適合性評価手続

1　一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定第六条の規定に従い、可能な限り、他方の締約国の区域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。

2　各締約国は、他方の締約国の区域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることを容易にするための広範な仕組みが存在することを認識する。一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、適合性評価の結果を受け入れることを容易にするために用いられている当該仕組みの範囲に関する情報を提供する。

3　一方の締約国は、1に規定する他方の締約国の区域において行われた適合性評価手続の結果を受け入れない場合には、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

4　一方の締約国は、自国の区域において特定の強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、認可、免許の交付又はその他の承認を行う場合において、他方の締約国の区域において当該強制規格又は任意規格について適合性を評価する機関の認定、認可、免許の交付又はその他の承認を拒否するときは、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

5　貿易の技術的障害に関する協定6.3の規定を適用するほか、一方の締約国は、他方の締約国の区域内の適合性評価機関によって行われた適合性評価手続の結果を自国の区域において承認することを容易にする協定又は取決めを締結するための交渉を行うことについて当該他方の締約国から要請を受けた場合において、当該要請を拒否するときは、当該他方の締約国の要請に応じ、その理由について説明する。

第六・七条　透明性

1　一方の締約国は、自国の法令又は行政上の措置に従うことを条件として、他方の締約国の者が自国の者に与えられる条件よりも不利でない条件で強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加することを認める。

2　各締約国は、適用可能な場合には、自国の区域内の非政府機関に対し、任意規格及び任意の適合性評価手続の作成に関連して1の規定を遵守するよう勧告する。

3　一方の締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.9、2.10.1、5.6.2又は7.1の規定に従って通報を行う場合には、貿易の技術的障害に関する協定第十条の規定に従って自国が設けた照会所を通じて、他方の締約国に対し当該通報の写しを直ちに電子的に提供する。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、当該他方の締約国に対し、自国が制定した又は制定しようとしている強制規格、任意規格又は適合性評価手続の目的及び必要性に関する情報を提供する。